

議案第122号

サイクルパークつくばの指定管理者の指定について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和5年12月11日

つくば市長 五十嵐立青

サイクルパークつくばの指定管理者の指定

つくば市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年つくば市条例第37号）第4条に基づく指定管理者は、次のとおりとする。

1 公の施設の名称

サイクルパークつくば

2 指定管理者

法人名 有限会社スペースプロジェクト

所在地 茨城県つくば市今鹿島2500番地5

3 指定期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

（提案理由）

サイクルパークつくばの指定管理者として有限会社スペースプロジェクトを指定するため、この案を提出するものである。

サイクルパークつくば  
指定管理者候補者選定検討結果報告書

令和5年(2023年)11月21日  
つくば市指定管理者候補者選定検討会議  
(事務局：つくば市政策イノベーション部企画経営課)

「地方自治法」（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項による公の施設の指定管理者の指定に当たり、「つくば市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例」（平成 16 年つくば市条例第 37 号。以下「条例」という。）第 4 条第 1 項の規定による指定管理者候補者の選定を公平かつ適正に行うため、つくば市指定管理者候補者選定検討会議（以下「検討会議」という。資料 1 参照）を開催し、条例第 2 条の規定による指定管理者の公募に応じて条例第 3 条の規定による指定管理者の指定の申請をしたものについて、指定予定施設の指定管理者候補者の選定に係る検討を行ったので、その結果を報告する。

### 1 指定管理者制度が創設された背景と目的

公の施設の管理は、その適正な管理の確保を図るため、公共的団体などに委託先が限定されてきた。しかし、多様化する住民ニーズへの対応には、民間事業者のノウハウを活用することが有効であると考えられるようになり、住民サービスの向上とともに管理経費の節減を図る目的で、平成 15 年に指定管理者制度が創設された。

### 2 施設の概要

- (1) 名称 サイクルパークつくば
- (2) 所在地 資料 2 「サイクルパークつくば施設概要」参照
- (3) 施設の設置目的 資料 2 「サイクルパークつくば施設概要」参照
- (4) 設置年 資料 2 「サイクルパークつくば施設概要」参照
- (5) 施設根拠 サイクルパークつくば条例（令和 5 年つくば市条例第 37 号）
- (6) 施設の概要等 資料 2 「サイクルパークつくば施設概要」参照

### 3 指定予定期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

### 4 つくば市指定管理者候補者選定検討会議委員名簿

	所属等	氏名	備考
1	副市長	松本 玲子	座長
2	税理士	加藤 雅子	外部委員
3	市民委員	木村 京子	
4	筑波大学 図書館情報メディア系 准教授	小泉 公乃	

5	社会保険労務士	土田 祐子	
6	市民委員	和田 泰子	
7	都市再生機構 東日本都市再生本部 事業企画部 参与	渡 和由	
8	政策イノベーション部次長	稲葉 清隆	庁内委員
9	経済部長	片野 博司	
10	都市計画部次長（施設所管部）	根本 一夫	

#### 5 選定までの経過

令和5年10月11日（水）～令和5年11月2日（木） 募集要項等配布

令和5年10月17日（火） 現地説明会・見学会

令和5年10月17日（火）～令和5年10月23日（月） 質問受付

令和5年10月27日（金）～令和5年11月2日（木） 申請書類受付

令和5年11月6日（月）～令和5年11月10日（金）

第一次審査（都市計画部総合交通政策課サイクルコミュニティ推進室、  
政策イノベーション部企画経営課による書類審査）

令和5年11月21日（火） 第3回指定管理者候補者選定検討会議開催

第二次審査（施設概要説明、プレゼンテーション、候補者選定等）

#### 6 申請者の名称及び所在地（受付順）

##### 【申請者1】

名称：有限会社スペースプロジェクト

所在地：茨城県つくば市今鹿島 2500 番地 5

#### 7 申請者の指定管理料提示額

年度	申請者1	市上限額
令和6年度	24,887千円	24,887千円
令和7年度	23,856千円	23,856千円
令和8年度	22,824千円	22,824千円

## 8 審査

募集要項に基づき、第一次審査及び第二次審査を実施した。

- (1) 第一次審査（都市計画部総合交通政策課サイクルコミュニティ推進室、政策イノベーション部企画経営課による書類審査）

募集要項に基づく申請書類、資格要件等に関する審査

- (2) 第二次審査（プレゼンテーション、候補者選定等）

- ① 申請者によるプレゼンテーション及び選定委員によるヒアリング
- ② 選定方法に基づく審査

## 9 選定方法

つくば市指定管理者候補者及び次点候補者の選定に関する基準（資料3参照）に基づき、採点表（資料5参照）を用いて選定を行った。

## 10 選定結果

- (1) 候補者

### 【申請者1】

名 称：有限会社スペースプロジェクト

所在地：茨城県つくば市今鹿島 2500 番地 5

代表者：取締役 佐藤 成彦

設 立：平成9年4月7日

資本金：1,000 万円

事業内容：スポーツチームの運営。スポーツ選手のマネジメント業務。スポーツ施設を含む商業施設の管理、運営。各種イベントの企画、制作、管理、運営。広告、宣伝に関する企画並びに制作、販売。日用品雑貨、スポーツ用品、自転車及び部品の販売等。

主な実績：資料6（類似施設業務実績一覧表）参照

## 11 選定理由

つくば市指定管理者候補者及び次点候補者の選定に関する基準第6条の2に基づき、申請者1を候補者として選定した。

〇つくば市指定管理者候補者選定検討会議設置要綱

平成18年10月12日

告示第345号

改正 平成19年 3月28日告示第135号 平成20年 8月 1日告示第438号  
平成21年 5月26日告示第245号 平成22年 3月30日告示第146号  
平成23年 3月31日告示第164号 平成25年 5月24日告示第401号  
平成27年 3月31日告示第383号 平成27年 9月 2日告示第1086号  
平成29年 3月31日告示第422号 平成29年 6月28日告示第778号  
平成30年 4月23日告示第506号

(設置)

第1条 つくば市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年つくば市条例第37号。以下「条例」という。）第4条の規定による指定管理者候補者の選定を公平かつ適正に行うため、つくば市指定管理者候補者選定検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

（平20告示438・一部改正）

(所掌事務)

第2条 検討会議は、指定管理者に管理を行わせようとする公の施設（以下「指定予定施設」という。）に係る指定管理者の候補者の検討を行い、当該検討結果を市長に報告する。

（平20告示438・全改）

(組織)

第3条 検討会議は、指定管理者に管理を行わせようとする指定予定施設ごとに設置する。ただし、複数の施設の管理を同一の指定管理者に行わせようとするときは、複数の施設で一の検討会議とすることができる。

2 検討会議は、委員12人以内で組織する。

3 委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 学識経験等を有する者で市長が選定するもの
  - (2) 市内に在住し、在勤し、又は在学する者で、公募により市長が選定するもの
  - (3) 政策イノベーション部を担当する副市長（以下「副市長」という。）、指定  
予定施設を所管する部等の職員及び市長が適当と認める部等の職員
- 4 市長が委嘱する検討会議の委員の任期は、委嘱を受けた日から指定予定施設の  
指定管理者の指定を行う日までとする。

（平19告示135・平21告示245・平23告示164・平25告示401・平27告示  
383・平29告示422・平29告示778・平30告示506・一部改正）

（会議等）

第4条 検討会議に座長を置く。

- 2 座長は、副市長をもって充てる。
- 3 座長は、会務を総理し、会議を代表する。
- 4 座長に事故あるとき又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長が指名する委員  
がその職務を代理する。
- 5 検討会議は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 6 検討会議の会議は、公開する。ただし、座長の発議により出席した委員の半数  
以上が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、公開しないことができ  
る。
  - (1) つくば市情報公開条例（平成27年つくば市条例第27号）第5条各号の不開示  
情報に関し検討を行う場合
  - (2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な運営に支障が生ずると認められ  
る場合
- 7 審査の対象となる者と利害関係を有する委員は、当該審査に係る会議に出席す  
ることができない。ただし、条例第4条第2項に規定する者を指定予定施設の指  
定管理者の候補者として選定することについて検討を行う場合は、この限りでな  
い。

(平19告示135・平25告示401・平27告示1086・平29告示778・一部改正)

(委員の責務)

第5条 委員は、公正かつ公平に審査を行わなければならない。

2 委員は、会議の過程において知り得た秘密を外部に漏らしてはならない。委員としての任期が終了した後も同様とする。

(平25告示401・一部改正)

(結果の公表)

第6条 検討会議の作業の概要については、公表するものとする。

(庶務)

第7条 検討会議の庶務は、政策イノベーション部企画経営課において行う。

(平21告示245・平22告示146・平23告示164・平27告示383・平29告示422・一部改正)

附 則

この告示は、平成18年10月12日から施行する。

附 則 (平成19年告示第135号)

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年告示第438号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則 (平成21年告示第245号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則 (平成22年告示第146号)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年告示第164号)

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年告示第401号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成27年告示第383号）

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年告示第1086号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成29年告示第422号）

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年告示第778号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成30年告示第506号）

この告示は、公表の日から施行する。

## サイクルパークつくば 施設概要

- (1) 名称 サイクルパークつくば
- (2) 所在地 つくば市北条 4160 番地
- (3) 施設の設置目的  
自転車の利用促進及び地域の振興に寄与する。
- (4) 設置日 令和 5 年 11 月 3 日
- (5) 施設根拠 (条例名)  
サイクルパークつくば条例 (令和 5 年つくば市条例第 37 号)
- (6) 施設の概要等
  - ① 構造 鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造
  - ② 延床面積 3,125.28 m<sup>2</sup>
  - ③ 敷地面積 37,273 m<sup>2</sup>
  - ④ 設備  
BMXレーシングコース、シャワー室【各 3】、会議室、屋内運動場、更衣室【各 2】、自転車点検・修理スペース、休憩スペース

※本施設はつくばジオミュージアムと併設しており、筑波山地域ジオパーク中核拠点と併せた施設の総称を「筑波山ゲートパーク」と呼ぶ。

## つくば市指定管理者候補者及び次点候補者の選定に関する基準

## (趣旨)

第1条 この基準は、別に定めるもののほか、つくば市指定管理者候補者選定検討会議（以下「検討会議」という。）における指定管理者候補者（以下「候補者」という。）及び候補者の次に候補者としての資格を有する者（以下「次点候補者」という。）の選定に関し必要な事項を定めるものとする。

## (採点表)

第2条 検討会議における候補者及び次点候補者の審査及び選定に当たっては、別紙1の採点表を用いるものとする。

- 2 審査項目の配点は原則として5段階評価とするが、特に必要と認める審査項目については7段階評価を用いることができるものとし、施設の特性や設置目的に応じて適切に定めるものとする。

## (実績評価表)

第3条 現指定管理者が指定管理業務を行っている施設に申請した場合、施設所管課は、これまでの管理運営の実績を別紙2の実績評価表を用いて総合評価を行い、検討会議に報告するものとする。

- 2 前項の総合評価を、実績評価による加減点として採点表に反映させるものとする。

## (検討会議による承認)

第4条 採点表における各審査項目の配点及び実績評価による加減点については、検討会議の承認を得るものとする。

## (基準点)

第5条 指定管理者として施設の管理運営業務を行う能力を有するか否かを判断するために、基準点を設ける。

- 2 基準点は、各審査項目の配点の中間値の合計とする。

3 委員の過半数が基準点に満たないと評価した申請者については、候補者及び次点候補者として選定しない。

(選定方法)

第6条 候補者及び次点候補者を選定するに当たりヒアリング等を行い採点を実施し、候補者及び次点候補者を選定するものとする。

2 候補者の選定は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる方法とする。

(1) 申請者が1者の場合 各委員は、基準点を満たした者を適とし、委員の過半数が適と認めた場合に候補者を選定する。適否同数のときは、委員の協議により選定するものとする。

(2) 申請者が2者以上の場合 各委員は、基準点を満たした者に対し合計点数による順位付けを行い、第1順位の最も多い者を候補者として選定するものとする。同点により第1順位となる者が2者以上となった場合にはいずれの者も第1順位とし、次の順序により比較し、順位を決定するものとする。

ア 指定管理料提示額の最も低い者

イ 全ての審査項目の全委員の合計点数の合計の最も高い者

ウ 7段階評価の審査項目の全委員の点数の合計の最も高い者

エ 施設の運営(1)、施設の運営(2)、施設の運営(3)、施設の運営(4)及び管理運営に関する収支予算の5つの審査項目の全委員の点数の合計の最も高い者

3 次点候補者の選定は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる方法とする。

(1) 候補者以外の申請者が1者の場合 各委員は、候補者以外の基準点を満たした者を適とし、委員の過半数が適と認めた場合に次点候補者を選定する。適否同数のときは、委員の協議により選定するものとする。

(2) 候補者以外の申請者が2者以上の場合 各委員は、候補者以外の基準点を満たした者に対し合計点数による順位付けを行い、第1順位の最も多い者を次点

候補者として選定するものとする。同点により第 1 順位となる者が 2 者以上となった場合にはいずれの者も第 1 順位とし、次の順序により比較し、順位を決定するものとする。

ア 指定管理料提示額の最も低い者

イ 全ての審査項目の全委員の合計点数の合計の最も高い者

ウ 7 段階評価の審査項目の全委員の点数の合計の最も高い者

エ 施設の運営(1)、施設の運営(2)、施設の運営(3)、施設の運営(4)及び管理運営に関する収支予算の 5 つの審査項目の全委員の点数の合計の最も高い者

附 則

この基準は、平成 28 年 8 月 9 日から施行する。

この基準は、平成 29 年 2 月 3 日から施行する。

この基準は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。

## つくば市〇〇〇〇〇 指定管理者候補者選定検討会議 採点表

## 配点

5： 1=好ましくない 2=普通より劣る 3=普通 4=普通より優れている 5=優れている

7： 1=好ましくない 2=普通より劣る 3=普通よりやや劣る 4=普通 5=普通よりやや優れている 6=普通より優れている 7=優れている

審査項目		指定申請書の様式	配点	中間値
1	管理運営上の経営方針 ※事業計画が、設置目的や制度導入の目的と合っているか	様式第2号		
2	安全・安心面からの対応 ※管理運営の具体策など特徴的な対応が図られているか ※来館者の安全対策、事故防止に配慮されているか	様式第2号		
3	施設管理の実施 ※業務に対応できる職員が配置されているか ※職員の研修計画、経理などが考慮されているか	様式第2号		
4	施設の運営(1) ※募集要項、仕様書に指定された業務が網羅されているか ※上記の業務内容に、独自のアイデア等が加えられているか	様式第2号、 様式第3号(1)(2)(3) 積算内訳		
	施設の運営(2) ※サービス向上の方策や利用者の要望の把握と実施策、トラブルの未然防止と対処方法が考慮されているか ※利用者増加の具体的方策が考慮されているか(利用促進策)	様式第2号 様式第3号(2)(3)		
	施設の運営(3) ※地域や他施設との連携等が考慮されているか ※平等な利用の確保が図られているか	様式第2号 様式第3号(2)(3)		
	施設の運営(4) ※市民のニーズを反映したサービスを提供するための方策や体制が考慮されているか ※市内業者や地域住民の活用等、地域活性化の観点が取り入れられているか	様式第2号 様式第3号(2)(3)		
5	個人情報の保護 ※内部規約の整備や実施基準等が考慮されているか	様式第2号		
6	緊急時の対応 ※防犯及び防災の対応、その他緊急時の対応策が考慮されているか	様式第2号		
7	団体の理念 ※団体の経営方針や今回の申請理由が、施設の設置目的と合っているか	様式第2号		
8	環境への配慮 ※施設の管理や運営及び自主事業等において、CO2削減方策等、環境への配慮が十分なされているか	様式第2号、 様式第3号(1)(2) 積算内訳		
9	管理運営に関する収支予算 ※仕様書にある必要経費や人件費、その他の経費が見込まれているか ※収支計画に無理はないか ※合理的な経営により経費の縮減が図られているか	様式第3号(1) 積算内訳		
10	経営状況等 ※安定した管理運営を行なえる経営基盤を有しているか ※安定した管理運営を行なえる人的能力を有しているか	様式第4号、活動状況、事業報告書、収支決算書、納税		
11	団体の事業内容による管理運営の妥当性 ※団体の事業内容等が施設の設置目的と合っているか ※過去に同種又は、類似業務の実績があるか	様式第4号、定款等活動状況、事業報告書		
12	職員の労働環境等 ※労働関係法令が遵守されているか	様式第2号、積算内訳、労働環境確認シート		
13	市内に主たる事務所を有しているか			
14	(その他、施設所管課で設定する項目があれば入力) ※管理運営の基本方針に合った自主事業の提案など			
15	実績評価による加減点(-5、-3、0、3、5)	実績評価表		
合計点数				(基準点)
適・否				

## サイクルパークつくば 指定管理者候補者選定検討会議 採点表

## 配点

5: 1=好ましくない 2=普通より劣る 3=普通 4=普通より優れている 5=優れている

7: 1=好ましくない 2=普通より劣る 3=普通よりやや劣る 4=普通 5=普通よりやや優れている 6=普通より優れている 7=優れている

審査項目		指定申請書の様式	配点	スペースプロジェクト	中間値
1	管理運営上の経営方針 ※事業計画が、設置目的や制度導入の目的と合っているか	様式第2号	5		3
2	安全・安心面からの対応 ※管理運営の具体策など特徴的な対応が図られているか ※来館者の安全対策、事故防止に配慮されているか	様式第2号	5		3
3	施設管理の実施 ※業務に対応できる職員が配置されているか ※職員の研修計画、経理などが考慮されているか	様式第2号	5		3
4	施設の運営(1) ※募集要項、仕様書に指定された業務が網羅されているか ※上記の業務内容に、独自のアイデア等が加えられているか	様式第2号、 様式第3号(1)(2)(3) 積算内訳	5		3
	施設の運営(2) ※サービス向上の方策や利用者の要望の把握と実施策、トラブルの未然防止と対処方法が考慮されているか ※利用者増加の具体的方策が考慮されているか(利用促進策)	様式第2号 様式第3号(2)(3)	5		3
	施設の運営(3) ※地域や他施設との連携等が考慮されているか ※平等な利用の確保が図られているか	様式第2号 様式第3号(2)(3)	5		3
	施設の運営(4) ※市民のニーズを反映したサービスを提供するための方策や体制が考慮されているか ※市内業者や地域住民の活用等、地域活性化の観点を取り入れられているか	様式第2号 様式第3号(2)(3)	5		3
5	個人情報の保護 ※内部規約の整備や実施基準等が考慮されているか	様式第2号	5		3
6	緊急時の対応 ※防犯及び防災の対応、その他緊急時の対応策が考慮されているか	様式第2号	5		3
7	団体の理念 ※団体の経営方針や今回の申請理由が、施設の設置目的と合っているか	様式第2号	5		3
8	環境への配慮 ※施設の管理や運営及び自主事業等において、CO2削減方策等、環境への配慮が十分なされているか	様式第2号、 様式第3号(1)(2) 積算内訳	5		3
9	管理運営に関する収支予算 ※仕様書にある必要経費や人件費、その他の経費が見込まれているか ※収支計画に無理はないか ※合理的な経営により経費の縮減が図られているか	様式第3号(1) 積算内訳	7		4
10	経営状況等 ※安定した管理運営を行なえる経営基盤を有しているか ※安定した管理運営を行なえる人的能力を有しているか	様式第4号、活動状況、事業報告書、収支決算書、納税	5		3
11	団体の事業内容による管理運営の妥当性 ※団体の事業内容等が施設の設置目的と合っているか ※過去に同種又は、類似業務の実績があるか	様式第4号、定款等活動状況、事業報告書	5		3
12	職員の労働環境等 ※労働関係法令が遵守されているか	様式第2号、積算内訳、労働環境確認シート	5		3
13	管理運営の基本方針に合った熱意ある自主事業 ※自転車利用推進に資する自主事業を企画しているか	様式第3号(2)	7		4
合計点数			84		(基準点) 50
適・否					





●11/21(火) 第3回指定管理者候補者選定検討会議

## サイクルパークつくば 採点結果表

基準点:50点

	選定委員	採点結果	
		①有限会社スペースプロジェクト	
		得票	点数
1	A	否	46
2	B	適	51
3	C	否	44
4	D	適	57
5	E	適	67
6	F	適	56
7	G	適	55
8	H	適	72
9	I	適	50
10	J	否	44
	得票合計 点数合計	7	542

## 会 議 録

会議の名称		令和5年度第3回つくば市指定管理者候補者選定検討会議		
開催日時		令和5年(2023年)11月21日(火) 13:30~15:00		
開催場所		市役所 5階 庁議室		
事務局(担当課)		政策イノベーション部企画経営課		
出席者	委員	小泉委員、加藤委員、土田委員、渡委員、和田委員、木村委員、松本副市長(座長)、稲葉政策イノベーション部次長、片野経済部長、根本都市計画部次長(サイクルパークつくば所管)		
	主管課	都市計画部総合交通政策課サイクルコミュニティ推進室:高橋室長、田山係長、河野主任(記録者)		
	事務局	政策イノベーション部企画経営課:横田課長、中村課長補佐、岩橋係長、高橋主任、瀬戸主任、坂本主事		
公開・非公開の別		<input type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input checked="" type="checkbox"/> 一部公開	傍聴者数	0人
非公開の場合はその理由		選定にあたっては、企業の内部事情やノウハウ等、つくば市情報公開条例第5条第3号(法人等事業活動情報)に該当する情報の聴取が予想されるため非公開とする。		
議題		<p>サイクルパークつくばに係る指定管理者候補者の選定</p> <p>(1) 施設概要、募集概要、申請状況及び類似施設業務実績について</p> <p>(2) 採点表における各審査項目の配点の承認について</p> <p>(3) 申請者プレゼンテーション及び質疑応答並びに採点</p> <p style="padding-left: 20px;">①有限会社スペースプロジェクト</p> <p>(4) 集計結果報告及び指定管理者候補者の決定</p>		
会議録署名人		確定年月日		年 月 日
会議次第	1	開会		
	2	<p>サイクルパークつくばに係る指定管理者候補者の選定</p> <p>(1) 施設概要、募集概要、申請状況及び類似施設業務実績について</p> <p>(2) 採点表における各審査項目の配点の承認について</p> <p>(3) 申請者プレゼンテーション及び質疑応答並びに採点</p> <p style="padding-left: 20px;">①有限会社スペースプロジェクト</p> <p>(4) 集計結果報告及び指定管理者候補者の決定</p>		
	3	閉会		

<審議内容>

○事務局：

令和5年度第3回つくば市指定管理者候補者選定検討会議を開会する。規定により、松本副市長がこの会議の座長となる。

○座長：

サイクルパークつくばに係る指定管理者候補者の選定を行う。

次第2(1)施設概要、募集概要、申請状況及び類似施設業務実績について、(2)採点表における各審査項目の配点の承認について、所管課のサイクルコミュニティ推進室から説明をお願いする。

○サイクルコミュニティ推進室：【施設概要等についての説明】

○座長：

皆様から質問等あるか。

○委員：

11月3日に現場に行かせてもらった際にも、BMXコースと建物の間の通路部分、周りの校庭や裏側の駐車場など、その建物の外側の屋外スペースが豊富にあることを確認した。資料では、管理の対象が建物に限定されているが、先ほどご説明があったようにその施設の魅力を高めるためにも、例えばテラス席に利用するとか、それからすでにそのBMXコースの周辺に人が並んでいて、そこでくつろいだり飲食したりとか、そういった公園ではないが、その施設の周辺の魅力的な利用の仕方を促進するためには、今回の申請者にそういったところの管理や運営方針等を質問として伺いたいが、よろしいか。

○サイクルコミュニティ推進室：

今回の選定対象施設のサイクルパークつくばは、筑波山ゲートパークの一部になる。筑波山ゲートパークというのは、先ほども少し触れたが、つくばジオミュージアムとサイクルパークつくばからなっていて、サイクルパークつくばに今回指定管理者制度を導入し、それ以外の部分についてはジオパーク室で管理する。既にジオパーク室の職員が現地で働いている。その職員たちが基本的には管理することになるが、ただ今おっしゃられたとおり、スペースの有効活用というところについて、指定管理者の業務対象範囲に入っていないなくても、隣接しているところで、法やルールに反していなく、施設の集客に繋がるような意欲的な提案については、当然やっていただきたいと考えている。ただ、できることとできないことがあるので、提案内容次第になる。

そういった活用は、募集要項にはないことだが、提案者の方としても、自主事業という形で施設を有効活用していくことが企業の利益につながってくると思うので、是非御質問していただければと思う。

○座長：

最後に説明しました採点表について、配点の承認を行う。先ほど2項目について加点すると説明があったが、いかがか。この形でよろしいか。異議がないようなので、所管課の案のとおりとさせていただく。全体を通して質問はあるか。

○委員：

募集要項の指定管理者に業務を委託する部分について、整備した屋上は指定管理とは切り離して、市での管理ということか。

○サイクルコミュニティ推進室：

指定管理者の業務として屋上点検を設けていて、指定管理者に屋上についても管理してもらうものとなる。

○座長：

そのほか質問はあるか。

○委員：

先ほど屋上の話があったが、どのように利用する方針か。

○サイクルコミュニティ推進室：

実際に現地に行かれた方も何人かいらっしゃるかと思うが、屋上も非常に魅力的な場所になっているので、施設の魅力を高めるためには是非とも活用していただきたい場所である。ただ、こちらは学校から一般の施設に用途変更したものになっており、何でもできるというわけではない。そこはルールに基づいた中で、有効活用していただきたい。

○座長：

これから指定管理者候補者の選定を行う。ここで委員の皆様、本日の採点表等を配付する。

**【採点表等の配付】**

○座長：

サイクルパークつくばに係る指定管理者候補者の選定を行う。選定に当たっ

ては、申請の団体等からのプレゼンテーションを受け、その採点表等を使って、皆様に採点をしていただく。それでは申請者によるプレゼンテーションに移る。

**【有限会社スペースプロジェクトによるプレゼンテーション】**

**【質疑応答】**

○委員：

指定管理の主な対象は建物だけだが、建物とBMXコースの間や建物と建物の間など、屋外環境を活用した屋外空間の利用促進をしてほしい。例えばカフェ的な部屋の前にテラス席の設置や屋上の活用が可能か伺いたい。

○スペースプロジェクト：

**【情報公開条例第5条第3号（法人等事業活動情報）に該当する回答】**

○委員：**【情報公開条例第5条第3号（法人等事業活動情報）に該当する質問】**

○スペースプロジェクト：

**【情報公開条例第5条第3号（法人等事業活動情報）に該当する回答】**

○委員：**【情報公開条例第5条第3号（法人等事業活動情報）に該当する質問】**

○スペースプロジェクト：

**【情報公開条例第5条第3号（法人等事業活動情報）に該当する回答】**

○委員：**【情報公開条例第5条第3号（法人等事業活動情報）に該当する発言】**

そういった制度の設計が今回の提案書から見えなかったなので、幅広い利用者に対してのコースですから、検討いただきたい。**【情報公開条例第5条第3号（法人等事業活動情報）に該当する質問】**

○スペースプロジェクト：

**【情報公開条例第5条第3号（法人等事業活動情報）に該当する回答】**

○委員：**【情報公開条例第5条第3号（法人等事業活動情報）に該当する質問】**

業務に従事する方は実際に何か資格を持っている方か。定期的な研修や緊急時対応マニュアルの作成に関して、職員研修の頻度等を教えてほしい。

- スペースプロジェクト：  
【情報公開条例第5条第3号（法人等事業活動情報）に該当する回答】
- 委員：  
イベント開催時などに、アルバイトを雇うと思うが、そういう方の安全対策等は、どのように対応するのか。
- スペースプロジェクト：  
【情報公開条例第5条第3号（法人等事業活動情報）に該当する回答】
- 委員：【情報公開条例第5条第3号（法人等事業活動情報）に該当する質問】
- スペースプロジェクト：  
【情報公開条例第5条第3号（法人等事業活動情報）に該当する回答】
- 委員：【情報公開条例第5条第3号（法人等事業活動情報）に該当する質問】
- スペースプロジェクト：  
【情報公開条例第5条第3号（法人等事業活動情報）に該当する回答】
- 委員：【情報公開条例第5条第3号（法人等事業活動情報）に該当する質問】
- スペースプロジェクト：  
【情報公開条例第5条第3号（法人等事業活動情報）に該当する回答】
- 委員：【情報公開条例第5条第3号（法人等事業活動情報）に該当する質問】
- スペースプロジェクト：  
【情報公開条例第5条第3号（法人等事業活動情報）に該当する回答】
- 委員：  
自主事業に関して、【情報公開条例第5条第3号（法人等事業活動情報）に該当する発言】提案のほかに自転車利用促進等の自主事業はどのようなものを考えているか。
- スペースプロジェクト：  
【情報公開条例第5条第3号（法人等事業活動情報）に該当する回答】

○委員：【情報公開条例第5条第3号（法人等事業活動情報）に該当する質問】

○スペースプロジェクト：

【情報公開条例第5条第3号（法人等事業活動情報）に該当する回答】

○委員：【情報公開条例第5条第3号（法人等事業活動情報）に該当する質問】

○スペースプロジェクト：

【情報公開条例第5条第3号（法人等事業活動情報）に該当する回答】

○委員：【情報公開条例第5条第3号（法人等事業活動情報）に該当する質問】

○スペースプロジェクト：

【情報公開条例第5条第3号（法人等事業活動情報）に該当する回答】

○委員：【情報公開条例第5条第3号（法人等事業活動情報）に該当する質問】

○スペースプロジェクト：

【情報公開条例第5条第3号（法人等事業活動情報）に該当する回答】

○委員：【情報公開条例第5条第3号（法人等事業活動情報）に該当する質問】

○スペースプロジェクト：

【情報公開条例第5条第3号（法人等事業活動情報）に該当する回答】

○委員：

室内運動場も管理に入っているが、利用については。

○スペースプロジェクト：

【情報公開条例第5条第3号（法人等事業活動情報）に該当する回答】

○委員：【情報公開条例第5条第3号（法人等事業活動情報）に該当する質問】

○スペースプロジェクト：

【情報公開条例第5条第3号（法人等事業活動情報）に該当する回答】

【採点・集計結果報告及び指定管理者候補者の決定】

○座長：

会議を再開する。事務局から集計結果の報告をお願いする。

○事務局：

集計結果を報告する。本日、申請者1者にプレゼンテーションを行っていた  
だき、事務局にて集計を行った。「つくば市指定管理者候補者及び次点候補者  
の選定に関する基準」第5条第3項にて、委員の過半数が基準点に満たないと  
評価した申請者については、候補者及び次点候補者として選定しないと規定し  
ている。今回は、今お配りした採点結果表に記載しているが、基準点50点以  
上で「適」と評価した委員が7名、「否」と評価した委員が3名となった。

○座長：

ただいまの報告への御質問、御意見はなく、異議なしと認め、申請者有限会  
社スペースプロジェクトをサイクルパークつくばの指定管理者候補者として、  
市長に報告する。報告書の案について事務局から説明をお願いする。

○事務局：【資料2について説明】

○座長：

報告書案について御意見がないようなので、これで市長報告と12月議会に  
おける指定議案を上程する。

以上で、サイクルパークつくばに係る指定管理者候補者の選定を終了する。

<終了>